

拡幅整備変更協議合意書

練馬区（以下「甲」という。）と建築主（以下「乙」という。）は、練馬区狭あい道路等の拡幅整備に関する要綱（以下「要綱」という。）第 11 条第 1 項に基づき、狭あい道路等の拡幅整備に関する協議（以下「拡幅整備協議」という。）の変更に係る部分について協議をした結果、変更に係る拡幅整備協議が整ったため、要綱第 11 条第 4 項の規定により、下記のとおり本合意書を取り交わす。

この合意を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

記

1 土地の所在地

住居表示 練馬区 丁目 番 号

地名地番 練馬区 丁目 番

2 拡幅整備協議

年 月 日付け 第 号

3 合意内容

- (1) 別紙拡幅整備協議概要書（第 2 号様式）に示す変更内容のとおり
- (2) 別紙拡幅整備協議概要書を近隣建築等の調査の参考資料として、公開（閲覧または複写の交付）すること。
- (3) 甲は、要綱の規定により、拡幅整備協議が成立した日の翌日から起算して 3 年以内に拡幅整備が行われない場合等において、拡幅整備協議の取りやめがあったものとみなすことができ、本拡幅整備協議合意書が失効すること。

年 月 日

甲 東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号
練馬区
練馬区長

乙 住所

氏名

印